3　「同上のうち特定中小企業者等に係る額　(11)」の欄は、租税特別措置法第42条の12の４第１項に規定する中小企業者等のうち租税特別措置法施行令第27条の12の４第３項（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）に規定する法人以外の法人が同法第42条の12の４第１項に規定する指定事業の用に供した同項に規定する特定経営力向上設備等の取得価額の合計額を記載すること。

4　「翌期繰越額　(24)－(25)　(26)」の各欄の外書には、租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六(二十七)「7」又は別表六(二十七)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六（二十三）　雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整前雇用者給与等支給増加額の計算等	雇用者給与等支給額	1	円	法人税額の特別控除額の計算	調整前税額控除限度額 (11)×10/100 ((6)≦(7)の場合は０)	12	円
	基準雇用者給与等支給額 (26)	2			税額控除加算基準額 (((1)－(5))と(11)のうち少ない金額)	13	
	調整前雇用者給与等支給増加額 (1)－(2) (マイナスの場合は０)	3			中小企業者以外の法人等 税額控除加算額 (13)×2/100	14	
増加促進割合 (3)/(2)		4			税額控除限度額 (12)又は((12)＋(14)) ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)	15	
比較雇用者給与等支給額 (30)		5	円		中小企業者等 税額控除加算額 (13)×12/100 ((9)＜0.02又は(7)＝０の場合は０)	16	
平均給与等支給額 (36の①)		6			税額控除限度額 (12)又は((12)＋(16)) ((1)＜(5)の場合は０)	17	
比較平均給与等支給額 (36の②)		7			調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「28」)	18	
平均給与等支給増加額 (6)－(7) (マイナスの場合は０)		8			当期税額基準額 (18)×10又は20/100	19	
平均給与等支給増加割合 (8)/(7)		9			当期税額控除可能額 (((15)又は(17))と(19)のうち少ない金額)	20	
雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十三)付表「7」)		10	円		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十七)「7の㉔」)	21	
雇用者給与等支給増加額 (3)－(10) (マイナスの場合は０)		11			法人税額の特別控除額 (20)－(21)	22	

基準雇用者給与等支給額の計算

基準事業年度又は基準連結事業年度等	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 / (23)の基準事業年度又は基準連結事業年度等の月数	基準雇用者給与等支給額 (24)×(25)
23	24	25	26
平・・ 平・・	円		円

比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 / (27)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (28)×(29)
27	28	29	30
平・・ 平・・	円		円

平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算

		平均給与等支給額の計算 適用年度 ①	比較平均給与等支給額の計算 前事業年度又は前連結事業年度 ②
雇用者給与等支給額	31	(1) 円	(28) 円
同上のうち一般被保険者である継続雇用者に係る金額	32		
同上のうち継続雇用制度対象者に係る金額	33		
継続雇用者給与等支給額 (32)－(33)	34		
月別支給対象者の合計数	35	人	人
平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額 (34)/(35)	36	円	円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）